

名古屋市公報	平成25年 4月10日 第1003号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局 発行人 行政改革推進部法制課長	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例 (財政・税制課) (第41号)	5
規 則	
○ 名古屋市公債規則の一部を改正する規則 (財政・資金課) (第63号)	6
告 示	
○ 指定獣医師に係る事項について (緑土・農政課) (第192号)	8
○ 家畜共済掛金率等一覧表について (緑土・農政課) (第193号)	9
○ 名古屋市公設市場の開場時間及び休業日 (市経・地域商業課) (第194号)	12
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務 (緑土・自転車利用課) (第195号)	15
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務 (緑土・自転車利用課) (第196号)	17
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務 (緑土・自転車利用課) (第197号)	19
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務 (緑土・自転車利用課) (第198号)	21
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務 (緑土・自転車利用課) (第199号)	23
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務 (緑土・自転車利用課) (第200号)	24
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務 (緑土・自転車利用課) (第201号)	25
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務 (緑土・自転車利用課) (第202号)	26
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務 (緑土・自転車利用課) (第203号)	27
○ 自転車等保管場所において徴収する費用の徴収事務 (緑土・自転車利用課) (第204号)	29
○ 土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針の改正について (環境・地域環境対策課) (第205号)	31
○ 平成25年度包括外部監査契約の締結について (監査・特別監査室) (第206号)	35

○ 有料公園施設の使用料の収納事務の委託について	(緑土・緑地管理課)	(第207号)	37
○ 平成25年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧方法	(財政・契約監理課、上下水・契約課、交通・会計課、病院・経理課)	(第208号)	38
○ 屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について	(教育・スポーツ振興課)	(第209号)	39
○ 屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について	(教育・スポーツ振興課)	(第210号)	40
○ 道路の占用の許可基準を定める要綱の一部改正について	(緑土・道路管理課)	(第211号)	41
○ 占用工事の費用算出基準	(緑土・道路維持課)	(第212号)	43
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第213号)	48
○ 有料公園施設の使用料の収納事務の委託について	(緑土・緑地管理課)	(第214号)	49
○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について	(緑土・緑地管理課)	(第215号)	50
○ 清純な施設環境を保持すべき施設の指定	(健福・環境業務課)	(第216号)	51
○ 固定資産の価格等の登録	(財政・固定資産税課)	(第217号)	66
○ 指定代理納付者の指定	(財政・資金課)	(第218号)	67
○ 環境影響評価方法書について	(環境・地域環境対策課)	(第219号)	68
○ 換地処分に係る公示送達	(住都・区画整理課)	(第220号)	71
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第221号)	72
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第222号)	73
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第223号)	89

選挙管理委員会告示

○ 農業委員会委員の解任請求に必要な数について	(第10号)	91
-------------------------	--------	----

教育委員会告示

○ 名古屋市香流橋プールの臨時休場について	(第11号)	92
-----------------------	--------	----

病院局管理規程

○ 名古屋市病院局次長以下代決規程の一部改正	(第15号)	93
○ 名古屋市病院局分課規程の一部改正	(第16号)	94
○ 名古屋市立東部医療センター病院処務規程	(第17号)	97
○ 名古屋市立西部医療センター病院処務規程の一部改正	(第18号)	105

公 告

○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	109
---	------------	-----

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例（第41号）

1 制定内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（附則第14条の 6関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市公債規則の一部を改正する規則（第63号）

1 改正内容

(1) 地方財政法施行令（昭和23年政令第 267号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3条関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 7条、第11条及び第12条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第41号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第14条の 6 第 2 項中「附則第15条第10項」を「附則第15条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市公債規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 4 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第63号

名古屋市公債規則の一部を改正する規則

名古屋市公債規則（昭和39年名古屋市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第 3条中「第 7条」を「第41条」に改める。

第 7条の見出し中「、滅失」を「又は滅失」に改め、同条中「をして、その無効宣言のあったのち、除権判決の謄本を添えて」を「により除権決定の確定したことを証明して」に改める。

第11条第 2項中「利札記載の日」の次に「（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受ける公債（以下「振替公債」という。）にあっては、同法に規定する振替口座簿（以下「振替口座簿」という。）に記載され、又は記録された利息の支払期日）」を加える。

第12条に次の 1項を加える。

2 振替公債の元金及び利息は、元金及び利息の支払を受ける権利を有する者

として振替口座簿に記載され、又は記録された者に支払う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 192号

指定獣医師に係る事項について

家畜共済の事務取扱要領及び事務処理要領について（昭和61年 3月31日付け 61農経B第 804号農林水産省経済局長通知）で定められた家畜共済の事務処理要領19（6）ウにより、平成25年度の指定獣医師に係る事項を次のとおり公告します。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

指定獣医師に係る事項

診療施設名称	指定獣医師氏名	診療施設の所在
知多大動物病院	斉藤晃	半田市新生町 7丁目53番地の 2
知多大動物病院	渡辺あい子	半田市新生町 7丁目53番地の 2
ハイパーアクト	伊澤宏	常滑市かじま台 1丁目 203番地

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 193号

家畜共済掛金率等一覧表について

名古屋市農業共済事業条例（昭和49年名古屋市条例第16号）第43条の規定により、家畜共済掛金率等一覧表を次のとおり作成しました。

なお、家畜共済加入者の支払うべき共済掛金のうち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその 2分の 1、豚に係るものにあつてはその 5分の 2に相当する金額（その金額が主務大臣の定める金額を超える場合にあっては、その主務大臣の定める金額）は国庫が負担します。

平成23年名古屋市告示第 211号は、廃止します。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

家畜共済掛金率等一覧表

1 牛

(1) 乳牛の雌等

(単位：％)

共 済 目 的 の 種 類	共 済 掛 金 率					死 廃 共済金 支 払 限度率	病 傷 共済金 支 払 限度率
	甲		乙	丙	計		
	死廃 部分	病傷 部分					
成 乳 牛	6.770	2.237	4.851	0.001	13.859	13.2	11.496
育 成 乳 牛	2.274	1.383	5.551		9.209		
乳用子牛等	11.766	5.135	12.960		29.862		

(2) 肉用牛等

(単位：%)

共 済 目 的 の 種 類	共 済 掛 金 率					死 廃 共済金 支 払 限度率	病 傷 共済金 支 払 限度率
	甲		乙	丙	計		
	死廃 部分	病傷 部分					
肥育用成牛	2. 870	0. 478	0. 615	0. 001	3. 964	10. 6	5. 946
肥育用子牛	19. 707	6. 381	10. 010		36. 099		
そ の 他 の 肉 用 成 牛	1. 932	0. 666	1. 696		4. 295		
そ の 他 の 肉 用 子 牛 等	5. 440	2. 038	3. 991		11. 470		

(3) 種雄牛

(単位：%)

共 済 目 的 の 種 類	共 済 掛 金 率					死 廃 共済金 支 払 限度率	病 傷 共済金 支 払 限度率
	甲		乙	丙	計		
	死廃 部分	病傷 部分					
乳 用 種	13.460	0.406	0.651	0.001	14.518	—	11.297
肉 用 種	6.441	0.380	0.633		7.455	—	10.306

2 馬

(単位：%)

共 済 目 的 の 種 類	共 済 掛 金 率					死 廃 共済金 支 払 限度率	病 傷 共済金 支 払 限度率
	甲		乙	丙	計		
	死廃 部分	病傷 部分					
種 雄 馬	9.528	0.666	1.121	0.001	11.316	—	6.243
一 般 馬	6.900	0.951	1.721		9.573	—	5.054

3 豚

(単位：%)

共 済 目 的 の 種 類	共 済 掛 金 率					死 廃 共済金 支 払 限度率	病 傷 共済金 支 払 限度率
	甲		乙	丙	計		
	死廃 部分	病傷 部分					
種 豚	6.057	1.286	2.797	0.001	10.141	14.5	11.198
一 般 肉 豚	7.800	—	—		7.801	19.4	—

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 194号

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日

名古屋市公設市場条例施行細則（昭和39年名古屋市規則第23号）第 1条及び第 2条の規定により、平成25年度における名古屋市公設市場の開場時間と休業日を次のように定めます。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 開場時間

名 称 及 び 位 置	開 場 時 間
名古屋市中公設市場 名古屋市中区大須三丁目10番26号	午前 9時30分から午後 6時30分まで ただし、祝日は午前 9時30分から午後 6時まで
名古屋市築地公設市場 名古屋市港区名港一丁目13番10号	午前 9時45分から午後 7時30分まで
名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	午前10時から午後 7時まで ただし、4月 8日から 8月14日まで は午前10時から午後 7時30分まで
名古屋市牧野公設市場 名古屋市中村区太閤三丁目 7番64号	午前 9時30分から午後 7時30分まで ただし、土曜日及び祝日は午前 9時 30分から午後 7時まで
名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	午前10時から午後 7時30分まで
名古屋市梅森公設市場 名古屋市名東区梅森坂四丁目 101番 地	午前10時から午後 7時まで
名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	セルフサービス部門は午前10時から 午後 7時30分まで ただし、12月31日は午前10時から午

	後 6時まで 専門店部門は午前10時から午後 7時 まで
名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の 4	セルフサービス部門は午前 9時30分 から午後 7時30分まで ただし、11月 1日から 2月28日まで は午前 9時30分から午後 7時00分ま で（12月23日から同月30日までは午 前 9時30分から午後 7時30分まで） 専門店部門は午前10時から午後 7時 まで

2 休業日

名 称 及 び 位 置	休 業 日
名古屋市中公設市場 名古屋市中区大須三丁目10番26号	日曜日（12月29日を除きます。）並 びに 4月29日、 5月 4日、同月 6日、 7月15日、 8月14日から同月16日ま で、 9月16日、同月23日、10月14 日、 11月4日、 1月 1日から同月 4 日まで及び同月13日
名古屋市築地公設市場 名古屋市港区名港一丁目13番10号	日曜日（12月29日及び 1月 5日を除 きます。）並びに 5月 4日（セルフ サービス部門を除きます。）、同月 6日（セルフサービス部門を除きま す。）、8月14日から同月16日まで及 び 1月 1日から同月 4日まで
名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	日曜日（12月29日及び 1月 5日を除 きます。）並びに 5月 6日、 7月15 日、 8月15日から同月16日まで及び 1月 1日から同月 4日まで
名古屋市牧野公設市場 名古屋市中村区太閤三丁目 7番64号	日曜日（ 1月 5日を除きます。）並 びに 5月 6日、 8月16日から同月17 日まで、 11月 4日及び 1月 1日か

	ら同月 4日まで
名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	日曜日並びに 4月29日、 5月 4日、 同月 6日、7月15日、 8月14日から 同月16日まで、 9月16日、同月23 日、 10月14日、11月 4日、12月23 日及び 1月 1日から同月 4日まで
名古屋市梅森公設市場 名古屋市名東区梅森坂四丁目 101番 地	日曜日並びに 8月14日から同月16日 まで及び 1月 1日から同月 4日まで
名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	日曜日（12月29日を除きます。）並 びに 5月 6日、 8月14日から同月16 日まで及び 1月 1日から同月 4日ま で
名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の 4	セルフサービス部門は日曜日（12月 29日を除きます。）並びに 5月 6日、 7月15日、 8月14日から同月16日ま で、11月 4日及び 1月 1日から同月 4日まで 専門店部門は日曜日（一部専門店は 月曜日、火曜日又は水曜日（12月25 日を除きます。））並びに 8月13日 から同月15日まで及び 1月 1日から 同月 4日まで

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市告示第 195号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付された自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

名古屋市中川区八熊二丁目 1番11号
株式会社日本メカトロニクス
代表取締役社長 山 口 正 孝

3 委託期間

平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

烏森自転車駐車場、八田第一自転車駐車場、八田第二自転車駐車場、八田第三自転車駐車場、春田自転車駐車場、荒子自転車駐車場、小本自転車駐車場、中島第一自転車駐車場、中島第二自転車駐車場、南荒子自転車駐車場、高畑第一自転車駐車場、高畑第二自転車駐車場、高畑第三自転車駐車場、高畑第四自転車駐車場、荒子川公園自転車駐車場、稲永自転車駐車場、名古屋競馬場前第一自転車駐車場、名古屋競馬場前第二自転車駐車場及び野跡自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 196号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付された自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

蔦井・N C D 共同企業体

代表者

名古屋市西区新福寺町 1丁目57番地

蔦井株式会社

代表取締役 熊 田 光 男

3 委託期間

平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

吹上北自転車駐車場、吹上南自転車駐車場、池下駅南自転車駐車場、池下自転車駐車場、池下第一自転車駐車場、自由ヶ丘第一自転車駐車場、自由ヶ丘第二自転車駐車場、茶屋ヶ坂第一自転車駐車場、茶屋ヶ坂第二自転車駐車場、名古屋大学駅自転車駐車場、本山駅自転車駐車場、本山第二自転車駐車場、本山第三自転車駐車場、本山第四自転車駐車場、本山第五自転

車駐車場、覚王山第一自転車駐車場、覚王山第二自転車駐車場、覚王山第三自転車駐車場、大曽根駅東自転車駐車場、大曽根北自転車駐車場、大曽根第二自転車駐車場、大曽根南自転車駐車場、砂田橋第一自転車駐車場、ナゴヤドーム前矢田駅自転車駐車場、大曽根駅西自転車駐車場、黒川自転車駐車場、黒川第一自転車駐車場、黒川第二自転車駐車場、黒川第三自転車駐車場、黒川第四自転車駐車場、黒川第五自転車駐車場、志賀本通第一自転車駐車場、志賀本通第二自転車駐車場、志賀本通第三自転車駐車場、志賀本通第四自転車駐車場、平安通第一自転車駐車場、平安通第二自転車駐車場、平安通第三自転車駐車場、上飯田第一自転車駐車場、上飯田第二自転車駐車場、上飯田第三自転車駐車場、上小田井北自転車駐車場、上小田井第一自転車駐車場、上小田井第二自転車駐車場、上小田井第三自転車駐車場、上小田井第四自転車駐車場、上小田井第五自転車駐車場、上小田井第六自転車駐車場、上小田井東自転車駐車場、上小田井南自転車駐車場、庄内緑地公園第一自転車駐車場、庄内緑地公園第二自転車駐車場、庄内緑地公園第三自転車駐車場、庄内通第一自転車駐車場、庄内通第二自転車駐車場、庄内通第三自転車駐車場、御器所東自転車駐車場、御器所駅自転車駐車場、桜山駅自転車駐車場、小幡自転車駐車場、上社自転車駐車場、一社第一自転車駐車場、一社第二自転車駐車場、一社第三自転車駐車場、一社第四自転車駐車場、本郷第一自転車駐車場、本郷第二自転車駐車場、本郷第三自転車駐車場、本郷第四自転車駐車場及び本郷第五自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 197号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付された自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

大阪市北区堂島浜二丁目 1番 6号
株式会社駐輪サービス
代表取締役 三 木 喬 夫

3 委託期間

平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

金山総合駅北口自転車駐車場、堀田第一自転車駐車場、堀田第二自転車駐車場、金山総合駅南口自転車駐車場、神宮東自転車駐車場、神宮前自転車駐車場、伝馬町第一自転車駐車場、伝馬町第二自転車駐車場、伝馬町第三自転車駐車場、伝馬町第四自転車駐車場、伝馬町第五自転車駐車場、柴田第一自転車駐車場、柴田第二自転車駐車場、大同町第一自転車駐車場、大同町第二自転車駐車場、笠寺第一自転車駐車場、笠寺第二自転車駐車場、大江第一自転車駐車場、大江第二自転車駐車場、大江第三自転車駐車場、

鳴海第一自転車駐車場、鳴海第二自転車駐車場、鳴海第三自転車駐車場、
鳴海第四自転車駐車場、大高第一自転車駐車場、大高第二自転車駐車場、
大高第三自転車駐車場、大高第四自転車駐車場、大高第五自転車駐車場及
び大高西自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 198号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付された自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

名古屋市昭和区御器所通三丁目12番地の 1
社団法人名古屋市シルバー人材センター
理事 若 杉 賢 二

3 委託期間

平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

八事駅自転車駐車場、八事第二自転車駐車場、八事日赤第一自転車駐車場、八事日赤第二自転車駐車場、いりなか第一自転車駐車場、いりなか第二自転車駐車場、いりなか第三自転車駐車場、瑞穂区役所駅自転車駐車場、瑞穂運動場西自転車駐車場、新瑞橋駅自転車駐車場、落合橋自転車駐車場、総合リハビリセンター第一自転車駐車場、総合リハビリセンター第二自転車駐車場、総合リハビリセンター第三自転車駐車場、瑞穂運動場東第一自転車駐車場、瑞穂運動場東第二自転車駐車場、瑞穂運動場東第三自転車駐

車場、瑞穂運動場東第四自転車駐車場、新瑞橋東自転車駐車場、新瑞橋第一自転車駐車場、新瑞橋第二自転車駐車場、桜本町駅自転車駐車場、鶴里自転車駐車場、相生山第一自転車駐車場、相生山第二自転車駐車場、神沢第一自転車駐車場、神沢第二自転車駐車場、鳴子北第一自転車駐車場、鳴子北第二自転車駐車場、野並駅自転車駐車場、野並東自転車駐車場、原第一自転車駐車場、原第二自転車駐車場、平針自転車駐車場、相生山第三自転車駐車場、相生山第四自転車駐車場、相川第一自転車駐車場、相川第二自転車駐車場及び相川第三自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 199号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付される自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

グリーンパークなごや

代表者

名古屋市中区千代田一丁目 7番 8号

株式会社光建

代表取締役 正 田 要 一

3 委託期間

平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

浄心第一自転車駐車場、浄心第二自転車駐車場、浄心西自転車駐車場、浅間町第一自転車駐車場、浅間町第二自転車駐車場及び亀島第六自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 200号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付された自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

名古屋市中川区八熊二丁目 1番11号
株式会社日本メカトロニクス
代表取締役社長 山 口 正 孝

3 委託期間

平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

笈瀬川自転車駐車場、清正公自転車駐車場、国際センター北自転車駐車場、国際センター南自転車駐車場、椿自転車駐車場、椿第二自転車駐車場、西柳自転車駐車場及び東別院第一自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 201号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付された自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

東京都中央区日本橋茅場町 3丁目 1番11号
公益財団法人自転車駐車場整備センター
理事長 山 本 正 堯

3 委託期間

平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

藤が丘第一自転車駐車場、藤が丘第二自転車駐車場、藤が丘第三自転車駐車場、藤が丘第四自転車駐車場、藤が丘第五自転車駐車場、藤が丘第六自転車駐車場、藤が丘第七自転車駐車場及び藤が丘東自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 202号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、
次のとおり徴収事務を委託しました。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付された自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

名古屋市名東区引山四丁目 601番地
株式会社猪正
代表取締役 西 尾 浩 己

3 委託期間

平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

徳重第一自転車駐車場及び徳重第二自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 203号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付される自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

名古屋市西区新福寺町 1丁目57番地

蔦井株式会社

代表取締役 熊 田 光 男

3 委託期間

平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

千種第一自転車駐車場、今池第六自転車駐車場、新栄第一自転車駐車場、中村公園北自転車駐車場、中村公園第一自転車駐車場、中村公園西自転車駐車場、中村公園東自転車駐車場、中村公園南自転車駐車場、中村公園第四自転車駐車場、本陣第一自転車駐車場、本陣第二自転車駐車場、本陣第三自転車駐車場、本陣第四自転車駐車場、川名第一自転車駐車場、中村区役所第一自転車駐車場、中村区役所第二自転車駐車場、鶴舞公園前自転車駐車場、妙音通第一自転車駐車場、妙音通第二自転車駐車場、塩釜口第一自転車駐車場、塩釜口第二自転車駐車場、塩釜口第三自転車駐車場、塩釜

口第四自転車駐車場、塩釜口第七自転車駐車場及び塩釜口第八自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 204号

自転車等保管場所において徴収する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第14条第 1項の規定により、自転車等保管場所において徴収する費用の徴収事務

2 委託した相手方

名古屋市中区千代田一丁目 5番 8号
公益財団法人 なごや建設事業サービス財団
代表理事 加 藤 久 美

3 委託期間

平成25年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

4 対象自転車等保管場所

吹上自転車等保管場所、明倫自転車等保管場所、五反田自転車等保管場所、歌里自転車等保管場所、八筋自転車等保管場所、城屋敷自転車等保管場所、宿跡自転車等保管場所、六反自転車等保管場所、烏森自転車等保管場所、栄自転車等保管場所、若宮自転車等保管場所、桜山自転車等保管場所、中根自転車等保管場所、千年自転車等保管場所、神宮自転車等保管場所、富船自転車等保管場所、港明自転車等保管場所、豊田自転車等保管場所、新守山自転車等保管場所、神沢自転車等保管場所、大将ヶ根自転車等保管場

所、よもぎ台自転車等保管場所、上社自転車等保管場所及び平針自転車等保管場所

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第205号

土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針の改正について

土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針（平成17年名古屋市告示第178号）の全部を次のように改正します。

平成25年4月1日

名古屋市長 河 村 た か し

土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針

1 趣旨

この指針は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）又は市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）に基づく土壌又は地下水の汚染の報告（以下「土壌汚染等報告」という。）に係る公表の方法等を定めるものとする。なお、この指針で使用する用語は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）及び同条例で使用する用語の例による。

2 土壌汚染等報告に係る公表の方法

(1) 市長は、土壌汚染等報告により、当該報告に係る土地の土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状態が区域の指定に係る基準又は土壌汚染等処理基準（以下「指定基準等」という。）に適合していないことが新たに判明した場合は、当該報告の内容を速やかに公表するものとする。この公表は、名古屋市政記者クラブへの発表及び本市のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(2) 市長は、当該公表に係る土地について、次に掲げる事項を記載した台帳を調製し、これを閲覧に供するとともに、本市のウェブサイトに掲載するものとする。

ア 所在地

イ 指定基準等に適合していない特定有害物質の種類

ウ 汚染の除去等の措置又は汚染の拡散の防止等の措置の種類

エ その他必要な事項

3 周辺井戸水調査

(1) 市長は、地下水汚染に係る土壌汚染等報告があった場合は、当該地下水汚染が判明した土地の周辺における井戸の利用状況の確認を行い、当該井戸を利用する者に対し協力を求め、当該井戸から採取した地下水の水質の調査（以下「周辺井戸水調査」という。）を実施するものとする。

この場合において、当該調査の対象とする井戸は、地下水の流動、利用状況その他の状況等からみて、地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域内に設置されているものから選定することとする。

(2) 市長は、周辺井戸水調査の結果を速やかに公表するものとする。この公表は、本市のウェブサイトへの掲載により行うものとし、当該調査の結果、地下水汚染が新たに判明した場合は、併せて名古屋市政記者クラブへの発表を行うものとする。

(3) 市長は、周辺井戸水調査の結果、地下水汚染が判明した場合には、当該地下水汚染が判明した井戸の周辺住民等に対し、地下水の利用にあたっての留意事項等の周知に努めるものとする。

4 その他

市長は、この指針で定める公表のほか、土壌又は地下水の汚染に関する情報について、汚染状況及び周辺地域への影響等を正確で分かりやすく提供するよう努めるものとする。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第206号

平成25年度包括外部監査契約の締結について

平成25年度の包括外部監査契約を次のとおり締結しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第5項の規定に基づき告示します。

平成25年4月1日

名古屋市長 河村 たかし

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

3 契約の金額

11,214,000円を上限とする額

4 費用の算定方法

契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した金額

5 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

6 契約の相手方

(1) 住所

名古屋市千種区清住町2丁目38番地の1

(2) 氏名

田口 勤

(3) 資格

弁護士

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市告示第 207号

有料公園施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の収納事務（口座振替によるものを除く。）を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称及び委託した相手方

有料公園施設の名称	委託した相手方
陸上競技場 （瑞穂公園を除く。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 公益財団法人名古屋市みどりの協会 理事長 長谷川 博樹
野球場 （瑞穂公園を除く。）	
テニスコート （瑞穂公園及び東山公園を除く。）	
ゲートボール場	
球技場	

2 収納を委託した使用料

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第12条第 1項に規定する使用料

3 委託期間

平成25年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 208号

平成25年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに
契約の内容に関する事項の閲覧方法

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第 5条第 3項及び第 7条第 5項の規定により、平成25年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧方法を次のとおり告示します。

平成25年 4月 1日

名古屋市 長	河村 たかし
名古屋市上下水道局長	小林 寛 司
名古屋市交通局長	三 芳 研 二
名古屋市病院局長	山 田 和 雄

1 閲覧方法

インターネットを利用し、名古屋市電子調達システムへの掲載により、閲覧に供します。

2 電子調達システムによる閲覧のアドレス

<http://www.chotatsu.city.nagoya.jp>

名古屋市財政局契約部契約監理課
名古屋市上下水道局経営本部経理部契約課
名古屋市交通局営業本部財務部会計課
名古屋市病院局管理部経理課

名古屋市告示第209号

屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成25年4月1日

名古屋市長 河村 たかし

1 委託した相手方

名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16

公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会

理事長 柴田 達男

2 徴収を委託した使用料

施設の名称	徴収を委託した使用料
名古屋市港プール	名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第1条の2第1項に規定する使用料
名古屋市中川プール	
名古屋市熱田プール	
名古屋市楠プール	

3 委託期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市告示第210号

屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成25年4月1日

名古屋市長 河村 たかし

1 委託した相手方

名古屋市名東区大針三丁目334番地

株式会社 J P N

代表取締役 濱田 和子

2 徴収を委託した使用料

施設の名称	徴収を委託した使用料
名古屋市名城プール	名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第1条の2第1項に規定する使用料
名古屋市守山プール	
名古屋市山田プール	
名古屋市富田プール	

3 委託期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市告示第 211号

道路の占用の許可基準を定める要綱の一部改正について

道路の占用の許可基準を定める要綱（平成19年名古屋市告示第 226号）の一部を改正しましたので告示します。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

道路の占用の許可基準を定める要綱（平成19年 6月 8日制定）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（携帯電話無線基地局及び無線LAN基地局）

第22条 携帯電話無線基地局及び無線LAN基地局の占用については、次に掲げるところによるものとする。

- （1）認定電気通信事業者が設けるものであること。
- （2）基地局の設置は占用物件への添加によるものとし、基地局設置のために独自の柱を設けないこと。また、設置にあたっては事前に取り付け先の占用物件の管理者の了解を得ること。
- （3）基地局の大きさは必要最小限とする。
- （4）基地局の取り付け方法は、堅固で落下等のおそれがないようにするほか、その取り付けにより添加される占用物件の倒壊等のおそれが生じ、若しくは道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないようにすること。
- （5）電線類の地中化が計画され、又は実施された道路については、原則として沿道の建築物又は工作物に設置すること。
- （6）将来、電線類の地中化が予想される路線において、電柱に基地局を設置する場合は、基地局の移設先等について地中化後を想定した計画が立てられていること。

(7) 無線LAN基地局を設置する場合には、原則として激甚災害発生時などの非常災害発生時に、誰でも時間制限なく無料で使えるようアクセスポイントを開放するなど、災害時の通信基盤、情報提供手段としての配慮を行うこと。

(8) 占有者名を表示すること。

第25条の2第1号中「又は商店街振興組合に準ずる団体」を「、町内会その他これらに準ずる団体」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 街路灯、電柱、アーケードその他これらに類する物件に添加するものであること。この場合において、他人の占有する物件に添加する場合においては、当該占有物件の管理者の了解を得ること。ただし、既設の物件に添加することが構造的にできない場合は、通行の安全を確保できる範囲で、最小限の規模、数量の独自の柱を設けて設置することができるものとする。

第48条第4号を次のように改める。

(4) 広告の表示面積については、1面につき2平方メートル以下であること。

第51条の2の見出し中「費用の充当」を「費用への充当」に改め、同条中「費用の充当」を「費用への充当」に改める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第 212号

占用工事の費用算出基準

名古屋市道路管理規則（昭和45年名古屋市規則第55号）第25条第 3項の規定に基づき定められた占用工事の費用の算出基準（昭和58年名古屋市告示第 151号）の一部を次のように改正します。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第 1及び別表第 2を次のように改めます。

名古屋市緑政土木局路政部道路維持課

別表第 1 道路掘削跡復旧費単価

(1) 舗装復旧工事（即路盤用）

工 種 別	単 位	単 価（円）
アスファルトコンクリート舗装（A）	1平方メートル当たり	28,320
	〃	30,140
アスファルトコンクリート舗装（B）	〃	20,970
	〃	21,780
アスファルトコンクリート舗装（C）	〃	15,110
	〃	15,720
アスファルトコンクリート舗装 （C－2）	〃	13,260
	〃	13,700
アスファルトコンクリート舗装（D）	〃	8,290
	〃	8,290
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	25,610
	〃	26,330
セメントコンクリート舗装	〃	32,870
	〃	34,920

（注）同一工種について、2段の単価区分の上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

(2) 舗装復旧工事（従来路盤用）

工 種 別	単 位	単 価 (円)
アスファルトコンクリート舗装 (A)	1平方メートル当たり	33,500
	〃	30,140
アスファルトコンクリート舗装 (B)	〃	27,530
	〃	21,780
アスファルトコンクリート舗装 (C)	〃	21,720
	〃	15,720
アスファルトコンクリート舗装 (C-2)	〃	18,870
	〃	13,700
アスファルトコンクリート舗装 (D)	〃	10,270
	〃	8,290
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	31,510
	〃	26,330
セメントコンクリート舗装	〃	37,560
	〃	34,920
準 歩 道 舗 装	〃	14,700
	〃	14,230
歩 道 補 強 舗 装 (A)	〃	21,380
	〃	18,720
歩 道 補 強 舗 装 (B)	〃	10,270
	〃	9,430
歩 道 平 板 舗 装	〃	19,820
	〃	9,900
歩 道 ブ ロ ッ ク 舗 装 (A) (I L B)	〃	16,770
	〃	10,830
歩 道 ブ ロ ッ ク 舗 装 (B) (透 水 性 I L B)	〃	20,380
	〃	11,460
歩 道 ブ ロ ッ ク 舗 装 (C) (I L B)	〃	16,020
	〃	10,830
歩 道 ブ ロ ッ ク 舗 装 (D) (透 水 性 I L B)	〃	19,560
	〃	11,460
歩道セメントコンクリート舗装	〃	11,520
	〃	10,700
歩道アスファルトコンクリート舗装	〃	8,620
	〃	7,660
歩道アスファルトコンクリート舗装 (透 水 性)	〃	11,470
	〃	8,000
ソイルアスファルトコンクリート舗装	〃	8,300
	〃	7,390

(注) 同一工種について、2段の単価区分の上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

(3) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
路 幅 境 界	1 メートル 当 た り	10,340
歩 車 道 境 界 (A)	〃	16,380
歩 車 道 境 界 (B)	〃	15,680
街 渠 (A)	〃	25,600
街 渠 (B)	〃	23,160
L 形 側 溝	〃	20,640
U 形 側 溝 (A)	〃	24,140
U 形 側 溝 (B)	〃	33,390
街 渠 ま す (車 道 用) (A)	1 個 当 た り	102,720
街 渠 ま す (歩 道 用) (B)	〃	77,330
側 溝 ま す	〃	116,530
街 路 樹 根 囲 い	1 組 当 た り	41,760
区 域 標 設 置 (A)	1 点 当 た り	14,040
区 域 標 設 置 (B)	〃	19,890
道 路 中 心 線 (破 線) (A)	1 メートル 当 た り	1,100
道 路 中 心 線 (実 線) (B)	〃	1,050

(4) 特殊工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
コンクリートカッター切断 (A) (コ ン ク リ ー ト 系)	1 メートル 当 た り	4,970
コンクリートカッター切断 (B) (ア ス フ ァ ル ト 系)	〃	1,960

(注) 表 (1)～(4)の各単価は消費税を含んだ金額を示す。

別表第 2 路面復旧監督費単価

(1) 路面復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
舗 装 道	1平方メートル当たり	710
砂 利 道	〃	70
電 柱 類	1 本 当 た り	720

(2) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
区 域 標 設 置	1 点 当 た り	600

(注) 表(1) (2)の各単価は消費税の対象外。

名古屋市告示第 213号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更します。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

平成25年 4月22日（月）及び同月30日（火）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9時30分から午後 5時30分まで」とする。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 214 号

有料公園施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり使用料の収納事務を委託しました。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した有料公園施設の使用料

庭園（徳川園）使用料

2 委託した相手方

名古屋市東区徳川町1017番地

公益財団法人 徳川黎明会 徳川美術館

館長 徳川義崇

3 委託期間

平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 215号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託しました。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した有料公園施設の使用料

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第12条第 1項に規定する使用料

2 有料公園施設の名称及び委託期間並びに委託した相手方

有料公園施設の名称	委託期間	委託した相手方
駐車場 （白川公園）	平成25年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 名古屋市みどりの協会・名古屋城振興協会グループ 代表 長谷川 博樹
駐車場 （若宮大通公園）		
駐車場 （名城公園正門前）		
駐車場 （名城公園二の丸東 及び北園）	平成25年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで	
駐車場 （久屋大通公園）		

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 216 号

清純な施設環境を保持すべき施設の指定

名古屋市旅館業法施行条例（平成15年名古屋市条例第 5号）第 2条第 1項第 5号の規定に基づき、清純な施設環境を保持すべき施設を次のように指定する。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	施設の所在地	設置者
名古屋市千種スポーツセンター	千種区星が丘山手 121番地	名古屋市
名古屋市香流橋プール	千種区香流橋一丁目 2番35号	名古屋市
東山公園	千種区田代町字瓶杵、天白町大字植田字植田山、東山元町 3丁目、東山通 5丁目及び星が丘山手 名東区にじが丘 1丁目、植園町 1丁目、植園町 3丁目、藤巻町 2丁目及び高針荒田 天白区天白町大字八事字裏山	名古屋市
田代公園	千種区西崎町 2丁目	名古屋市
千種公園	千種区若水一丁目	名古屋市
鹿子公園	千種区平和公園二丁目及び徳川山町 6丁目	名古屋市

茶屋ヶ坂公園	千種区鍋屋上野町字汁谷及び字北山、揚羽町 1丁目、希望ヶ丘一丁目並びに希望ヶ丘二丁目	名古屋市
名古屋市東スポーツセンター	東区大幸南一丁目 1番10号	名古屋市
大幸公園	東区大幸三丁目	名古屋市
木ヶ崎公園	東区矢田三丁目	名古屋市
徳川園	東区徳川町	名古屋市
東槿木公園	東区徳川一丁目、代官町及び筒井一丁目	名古屋市
大幸第二公園	東区砂田橋三丁目	名古屋市
名古屋市楠地区会館	北区楠味鋤三丁目 612番地	名古屋市
名古屋市青少年交流プラザ	北区柳原三丁目 6番 8号	名古屋市
名古屋市北スポーツセンター	北区成願寺一丁目 6番12号	名古屋市
名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター	北区清水四丁目17番17号	名古屋市
名古屋市名城プール	北区名城一丁目 2番13号	名古屋市
名古屋市楠プール	北区若鶴町 126番地	名古屋市
志賀公園	北区平手町 2丁目	名古屋市
水分橋緑地	北区成願寺町字米ヶ瀬、字西浦、字寺西及び字北野、安井町字河野及び字薬師浦、米が瀬町並びに楠町大字味鋤字堂の前、字井之元、字政所、字南山、字生棚、字南中田、字南合戸、字冥加及び字名栗	名古屋市
大我麻公園	北区大我麻町	名古屋市
楠公園	北区若鶴町	名古屋市
水分橋東緑地	北区楠町大字味鋤字外畑	名古屋市

上飯田東緑地	北区上飯田東町 1丁目	名古屋市
名古屋市山田地区会館	西区八筋町78番地	名古屋市
名古屋市西文化センター	西区栄生一丁目 3番20号	名古屋市
名古屋市子ども適応相談センター	西区城西三丁目20番30号	名古屋市
名古屋市枇杷島スポーツセンター	西区枇杷島一丁目 1番 2号	名古屋市
名古屋市山田プール	西区五才美町 236番地の 1	名古屋市
名古屋市山田西プール	西区長先町 173番地	名古屋市
名古屋市平田学校体育センター	西区山木二丁目 167番地	名古屋市
庄内公園	西区稲生町字杵先、字土手、字墓南、字柳原及び字定井下、名塚町並びに堀越町字新替	名古屋市
押切公園	西区天神山町及び浄心二丁目	名古屋市
新福寺公園	西区新福寺町 2丁目	名古屋市
名西橋緑地	西区堀越町字大縄	名古屋市
洗堰緑地	西区山田町大字大野木字起返、字野田、字野畑、字洗堰、字瓢箪、字比良脇、字外新田、字東新川、字長田、字薄山、字西新川、字郷前、字下前及び字市場屋敷、大字比良字野市場並びに大字上小田井字坂井戸、字東古川、字天王下及び字野方 北区楠町大字如意字新堀、大字味鋤字落合、大字喜惣治新田字中島並びに福德町字七合、字溝向及び字戸太夫割	名古屋市
中小田井公園	西区中小田井二丁目	名古屋市

西原公園	西区西原町	名古屋市
見寄公園	西区見寄町	名古屋市
五町公園	西区五才美町	名古屋市
庄内緑地	西区山田町大字上小田井字水方、字赤池、字東古川、字敷地、字大割、字文衛前、字西古川、字中島、字由池、字宮前及び字川瀬先並びに大字中小田井字東野方、字野方、字東末新田、字中野方、字五枚畑、字西蒲、字末新田、字三番割、字重畑、字内畑、字三右エ門裏、字大縄場、字高畑、字堤北下レ、字西堤、字伊勢林、字寺野、字池畑、字下見取、字北河原、字芳池、字東出、字高土井、字藤島、字拾町、字元屋敷、字西河原、字蒲割、字蒲、字大根畑及び字西川原	名古屋市
枇杷島公園	西区枇杷島一丁目	名古屋市
名古屋朝鮮初級学校	中村区太閤一丁目18番33号	学校法人 愛知朝鮮 学園
名古屋市中村スポーツセンター	中村区中村町字待屋43番地の 1	名古屋市
中村公園	中村区東宿町 1丁目並びに中村町字木下屋敷、字高畑、字茶ノ木、字待屋及び字河原	名古屋市
稲葉地公園	中村区稲葉地町 1丁目及び稲葉地本通 1丁目	名古屋市
六反公園	中村区名駅南四丁目	名古屋市

大正橋緑地	中村区稲葉地町字鶉野並びに岩塚町 字鶉打場、字南鶉打場、字横手穴、 字横手堤付及び字山西	名古屋市
横井山緑地	中村区横井一丁目	名古屋市
枇杷島橋緑地	中村区日比津町字川東、字下ノ畑、 字上ノ畑及び字古川	名古屋市
豊臣ひろば緑地	中村区鳥居通 3丁目及び道下町 1丁 目	名古屋市
日比津公園	中村区日比津町 1丁目	名古屋市
名古屋市青少年文化センター	中区栄三丁目18番 1号	名古屋市
名古屋市中文化センター	中区新栄三丁目32番13号	名古屋市
名古屋市中スポーツセンター	中区栄一丁目30番10号	名古屋市
白川公園	中区栄二丁目	名古屋市
名城公園	中区本丸、二の丸、三の丸一丁目、 三の丸二丁目、三の丸三丁目及び三 の丸四丁目 東区白壁一丁目 北区名城一丁目 西区樋の口町	名古屋市
久屋大通公園	中区丸の内三丁目、錦三丁目、栄三 丁目及び大須四丁目 東区東桜一丁目	名古屋市
葉場公園	中区平和一丁目	名古屋市
若宮大通公園	中区大須一丁目、大須二丁目、大須 三丁目、大須四丁目、千代田一丁目 及び千代田五丁目 千種区吹上一丁目	名古屋市

名古屋市昭和スポーツセンター	昭和区吹上二丁目 6番15号	名古屋市
鶴舞公園	昭和区鶴舞一丁目及び山脇町 1丁目 中区千代田五丁目	名古屋市
吹上公園	昭和区吹上二丁目 千種区吹上二丁目	名古屋市
興正寺公園	昭和区八事本町	名古屋市
高辻ひろば緑地	昭和区東郊通 9丁目	名古屋市
花見緑地	昭和区花見通 1丁目	名古屋市
前山緑地	昭和区前山町 3丁目	名古屋市
名古屋市瑞穂公園プール	瑞穂区萩山町 3丁目68番地の 1	名古屋市
瑞穂公園	瑞穂区萩山町 3丁目、萩山町 4丁目、師長町、山下通 5丁目、豊岡通 3丁目、田辺通 3丁目及び田辺通 4丁目	名古屋市
弥富公園	瑞穂区弥富ヶ丘町 3丁目	名古屋市
中根公園	瑞穂区白砂町 4丁目	名古屋市
弥富ヶ丘緑地	瑞穂区弥富ヶ丘町 1丁目	名古屋市
名古屋市体育館	熱田区六野二丁目 5番 3号	名古屋市
名古屋市熱田プール	熱田区六野二丁目 5番 2号	名古屋市
熱田神宮公園	熱田区旗屋一丁目	愛知県
高蔵公園	熱田区高蔵町	愛知県
神宮東かしの木緑地	熱田区六野二丁目	名古屋市
神宮東公園	熱田区六野二丁目及び三本松町	名古屋市
宮の渡し公園	熱田区内田町及び神戸町	名古屋市
白鳥公園	熱田区旗屋二丁目、白鳥一丁目及び熱田西町	名古屋市
大瀬子公園	熱田区大瀬子町、木之免町及び田中町	名古屋市

名古屋市富田地区会館	中川区戸田四丁目2502番地	名古屋市
名古屋市露橋スポーツセンター	中川区露橋二丁目14番 1号	名古屋市
名古屋市中川プール	中川区北江町 3丁目 1番地	名古屋市
名古屋市富田プール	中川区東かの里町 809番地	名古屋市
名古屋市富田北プール	中川区吉津四丁目3201番地	名古屋市
名古屋市中川学校体育センター	中川区下之一色町字松蔭 1丁目45番地の 1	名古屋市
松葉公園	中川区太平通 1丁目	名古屋市
露橋公園	中川区露橋二丁目	名古屋市
八家公園	中川区八家町 2丁目	名古屋市
荒越公園	中川区荒越町 3丁目	名古屋市
横井橋緑地	中川区富田町大字長須賀字東出及び大字伏屋字新田北ノ切	名古屋市
昭和橋公園	中川区十一番町 3丁目及び熱田新田東組字西川縁	名古屋市
万場大橋緑地	中川区富田町大字万場字流作及び字才宮	名古屋市
荒子公園	中川区荒子二丁目	名古屋市
中島中央公園	中川区中島新町二丁目	名古屋市
野田公園	中川区土野町	名古屋市
丸池公園	中川区中花町	名古屋市
松重閘門公園	中川区山王一丁目、西日置町字桑木島及び字南出並びに松重町	名古屋市
北堤緑地	中川区富田町大字前田字北堤	名古屋市
高畑公園	中川区高畑四丁目	名古屋市
大当郎緑地	中川区大当郎二丁目	名古屋市
万場川東公園	中川区万場四丁目	名古屋市
富田公園	中川区富田町大字服部字鶴ノ首及び	名古屋市

	字君矢田、大字春田字川原割、字北甚兵衛浦、字新替、字大明神割、字鍋鶴及び字大明神屋敷、大字戸田字上川田並びに戸田明正一丁目	
八熊公園	中川区八熊二丁目	名古屋市
名古屋市南陽地区会館	港区春田野三丁目 101番地	名古屋市
名古屋市農業文化園	港区春田野二丁目3204番地	名古屋市
名古屋市稲永スポーツセンター	港区野跡五丁目 1番10号	名古屋市
名古屋市港プール	港区当知一丁目1401番地	名古屋市
名古屋市南陽プール	港区藤前四丁目 701番地	名古屋市
名古屋市港サッカー場	港区野跡四丁目11番12号	名古屋市
稲永東公園	港区稲永三丁目	名古屋市
港北公園	港区港栄一丁目、港栄一丁目及び港明一丁目	名古屋市
小碓公園	港区丸池町 3丁目	名古屋市
惟信第一公園	港区多加良浦町 4丁目	名古屋市
港陽公園	港区港陽二丁目	名古屋市
本宮公園	港区本宮新町	名古屋市
善南公園	港区善南町	名古屋市
十一屋川緑地	港区十一屋一丁目及び十一屋二丁目	名古屋市
小碓中央公園	港区小碓四丁目	名古屋市
いろは公園	港区いろは町 2丁目	名古屋市
土古公園	港区東土古町 2丁目	名古屋市
当知中央公園	港区当知一丁目	名古屋市
秋葉公園	港区秋葉一丁目	名古屋市
南郊公園	港区七番町 1丁目、九番町 1丁目、南十番町 1丁目、南十一番町 1丁目、丸池町 1丁目及び須成町 1丁目	名古屋市

	熱田区三番町及び五番町 中川区十一番町 7丁目	
一葉緑地	港区秋葉一丁目	名古屋市
正徳公園	港区正徳町 1丁目 中川区正徳町 1丁目	名古屋市
藤前公園	港区藤前三丁目	名古屋市
藤前緑地	港区藤前二丁目	名古屋市
日光川公園	港区藤前五丁目及び南陽町大字藤前 新田	名古屋市
荒子川公園	港区遠若町 2丁目、寛政町 4丁目、 寛政町 5丁目、寛政町 6丁目、寛政 町 7丁目、品川町 2丁目、十一屋一 丁目及び善進本町	名古屋市
宝神中央公園	港区宝神五丁目	名古屋市
福田公園	港区八百島二丁目	名古屋市
春田野中央公園	港区春田野一丁目	名古屋市
戸田川緑地	港区春田野一丁目、春田野二丁目、 西福田一丁目、西蟹田並びに南陽町 大字福田字西蟹田及び大字西福田字 猿島 中川区水里一丁目、富永一丁目及び 富田町戸田	名古屋市
新茶屋川公園	港区新茶屋三丁目及び小川三丁目	名古屋市
中之島川緑地	港区大手町 6丁目及び熱田前新田字 中川西	名古屋市
稲永公園	港区野跡四丁目及び野跡五丁目	名古屋市
西福田新屋敷緑地	港区西福田一丁目	名古屋市
名古屋市総合体育館	南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16	名古屋市
呼続公園	南区呼続四丁目	名古屋市

道徳公園	南区道徳新町 5丁目	名古屋市
宝生公園	南区宝生町 3丁目	名古屋市
赤坪公園	南区赤坪町	名古屋市
忠道公園	南区忠次一丁目	名古屋市
大江川緑地	南区元塩町 1丁目、元塩町 2丁目、 元塩町 3丁目、元塩町 4丁目、元塩 町 6丁目、宝生町 3丁目、宝生町 4 丁目、神松町 1丁目、神松町 2丁 目、神松町 3丁目、丹後通 2丁目、 丹後通 5丁目、南野一丁目及び星崎 町字繰出	名古屋市
丹後公園	南区南野一丁目	名古屋市
笠寺公園	南区弥生町、白雲町及び見晴町	名古屋市
元塩公園	南区元塩町 2丁目及び元塩町 3丁目	名古屋市
千鳥公園	南区天白町 4丁目	名古屋市
水袋公園	南区神松町 3丁目	名古屋市
名古屋国際学校	守山区大字中志段味字南原2686番地	学校法人 名古屋国 際学園
名古屋市志段味地区会館	守山区大字下志段味字横堤1390番地 の 1	名古屋市
名古屋市東谷山フルーツパ ーク	守山区大字上志段味字東谷2110番地 の 353	名古屋市
名古屋市守山スポーツセン ター	守山区竜泉寺二丁目 112番地	名古屋市
名古屋市志段味スポーツラ ンド	守山区大字下志段味字生下り2287番 地の 1	名古屋市
名古屋市守山プール	守山区村合町 197番地	名古屋市
小幡緑地	守山区大字小幡及び大字牛牧	愛知県

天神橋緑地	守山区瀬古一丁目、大字瀬古字高見 及び大字守山字川田 北区上飯田東町 2丁目、上飯田東町 5丁目、上飯田北町 4丁目、辻町 6 丁目及び字古新田、山田北町 1丁目 並びに山田北町 2丁目	名古屋市
矢田川橋緑地	守山区鳥羽見一丁目、市場及び新守 山 北区山田北町 1丁目及び矢田町 1 丁目 東区矢田町 2丁目及び字寺畑	名古屋市
千代田橋緑地	守山区八反、小六町及び更屋敷 千種区千代田橋一丁目 東区砂田橋二丁目、砂田橋三丁目及 び砂田橋四丁目	名古屋市
山下公園	守山区村合町	名古屋市
下市場公園	守山区天子田一丁目	名古屋市
宮前橋緑地	守山区町南及び更屋敷	名古屋市
大森中央公園	守山区元郷一丁目	名古屋市
小原橋緑地	守山区小幡千代田、小幡宮ノ腰、小 幡太田、苗代一丁目及び苗代二丁目 千種区竹越一丁目、香流橋一丁目及 び東千種台	名古屋市
松川橋緑地	守山区幸心三丁目及び川宮町	名古屋市
川田公園	守山区川宮町	名古屋市
城土公園	守山区城土町	名古屋市
長廻間緑地	守山区百合が丘	名古屋市
雨池公園	守山区御膳洞	名古屋市
大森橋東緑地	守山区大字大森字元郷、字下市場、	名古屋市

	字六反田、字天子田、字野田及び字 今尻	
小幡北山緑地	守山区小幡四丁目	名古屋市
日ノ後池公園	守山区泉が丘	名古屋市
名古屋市徳重地区会館	緑区鳴海町字徳重18番地の41	名古屋市
名古屋市青少年宿泊センター	緑区大高町字蝮池 4番地の 6	名古屋市
名古屋市緑スポーツセンター	緑区相原郷一丁目2901番地	名古屋市
名古屋市鳴海プール	緑区浦里一丁目66番地	名古屋市
大高緑地	緑区大高町及び鳴海町	愛知県
鳴子中央公園	緑区鳴子町 2丁目	名古屋市
鷺津砦公園	緑区大高町字鷺津山	名古屋市
西丸根緑地	緑区大高町字西丸根	名古屋市
浦里公園	緑区浦里一丁目	名古屋市
藤川緑地	緑区鳴海町字小森及び字長田	名古屋市
乗鞍緑地	緑区乗鞍一丁目	名古屋市
螺貝公園	緑区相川三丁目	名古屋市
梨の木公園	緑区鶴が沢一丁目	名古屋市
滝の水公園	緑区篠の風三丁目	名古屋市
新海池公園	緑区鹿山一丁目及び鳴海町字池上	名古屋市
要池公園	緑区乗鞍二丁目	名古屋市
滝ノ水緑地	緑区滝ノ水二丁目	名古屋市
滝ノ水中央公園	緑区滝ノ水四丁目	名古屋市
通曲公園	緑区徳重二丁目	名古屋市
六田公園	緑区六田二丁目	名古屋市
乗鞍公園	緑区乗鞍三丁目	名古屋市
姥子山中央公園	緑区鎌倉台二丁目	名古屋市
平手北公園	緑区平手北一丁目	名古屋市

平手南公園	緑区砂田二丁目	名古屋市
大形山緑地	緑区相原郷一丁目	名古屋市
扇川公園	緑区亀が洞一丁目	名古屋市
白土中央公園	緑区藤塚二丁目	名古屋市
千句塚公園	緑区鳴海町字山王山	名古屋市
独立行政法人国立病院機構 東名古屋病院	名東区梅森坂五丁目 101番地	国
名古屋市障害者スポーツセ ンター	名東区勢子坊二丁目1501番地	名古屋市
名古屋市名東スポーツセン ター	名東区猪高町大字高針字勢子坊 307 番地の12	名古屋市
牧野ヶ池緑地	名東区猪高町 天白区天白町	愛知県
植園公園	名東区植園町 3丁目	名古屋市
神丘公園	名東区神丘町 3丁目	名古屋市
西山中公園	名東区西山本通 2丁目	名古屋市
明が丘公園	名東区明が丘	名古屋市
本郷公園	名東区本郷一丁目	名古屋市
廻間公園	名東区上菅二丁目	名古屋市
上社公園	名東区上社五丁目	名古屋市
貴船公園	名東区貴船二丁目	名古屋市
西一社中央公園	名東区一社二丁目	名古屋市
藤森緑地	名東区藤里町、豊が丘及び高柳町	名古屋市
一社公園	名東区亀の井三丁目	名古屋市
明見緑地	名東区貴船一丁目	名古屋市
大森橋緑地	名東区天神下 守山区菱池町、太田井並びに大字大 森字欠ノ下、字元郷、字原境及び字 下市場	名古屋市

猪高緑地	名東区猪高町大字上社字足廻間、大字一社字兼原及び大字高針字勢子坊	名古屋市
猪子石原中央公園	名東区猪子石原一丁目	名古屋市
名古屋市天白スポーツセンター	天白区植田三丁目1502番地	名古屋市
名古屋市天白学校体育センター	天白区菅田一丁目 501番地	名古屋市
天白川緑地	天白区天白町大字島田字大下、字中曾根、字保呂、字曲尺手及び字西寄鷺、大字八事字八事前、字川之内、字中砂入、字仲根前及び字柳原、大字植田字西屋下及び字預堅並びに植田南一丁目 瑞穂区弥富町字井ノ元及び字関取 南区呼続町字大堀及び字角崎	名古屋市
島田橋公園	天白区天白町大字島田字曲尺手及び字西寄鷺	名古屋市
野並公園	天白区中坪町及び井の森町	名古屋市
島田公園	天白区池場一丁目	名古屋市
戸笠公園	天白区久方三丁目 緑区鳴海町字螺貝	名古屋市
細口池公園	天白区平針南一丁目	名古屋市
表山緑地	天白区表山三丁目	名古屋市
表山北緑地	天白区表山二丁目	名古屋市
表山南緑地	天白区表山三丁目	名古屋市
保呂公園	天白区保呂町	名古屋市
天白公園	天白区天白町大字島田字黒石及び字山ノ杓、大字平針字黒石並びに土原三丁目	名古屋市

植田中央公園	天白区植田本町一丁目	名古屋市
島田緑地	天白区高島二丁目	名古屋市
稲葉山公園	天白区植田一丁目	名古屋市

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 217 号

固定資産の価格等の登録

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成25年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しました。

平成25年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 218号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定しました。

平成25年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定代理納付者の名称
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
東京都港区赤坂 9丁目 7番 1号
- 3 指定代理納付者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第219号

環境影響評価方法書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第9条第1項の規定により事業者から（仮称）港明用地開発事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出がありましたので、同条例第10条の規定により次のとおり告示するとともに、方法書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成25年4月2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 東邦ガス株式会社

取締役社長 安井香一

名古屋市熱田区桜田町19番18号

(2) 東邦不動産株式会社

取締役社長 山崎正美

名古屋市熱田区桜田町19番18号

(3) 三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田正信

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(4) 三井不動産レジデンシャル株式会社

代表取締役社長 藤林清隆

東京都中央区日本橋室町三丁目1番20号

2 対象事業の名称及び種類

（仮称）港明用地開発事業

工場又は事業場の建設

3 対象事業の実施予定地

A区域 名古屋市港区港明二丁目、名古屋市港区津金一丁目 の一部

B区域 名古屋市港区金川町 の一部

C区域 名古屋市港区河口町 の一部

4 方法書の提出年月日

平成25年 3 月22日（金）

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎 5 階）

イ 各区役所（以下「区役所」という。）

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

平成25年 4 月 2 日（火）から平成25年 5 月 1 日（水）まで。ただし、地域環境対策課及び区役所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を、環境学習センターにあつては月曜日（祝日法による休日が月曜日に当たるときはその翌日）を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 区役所

午前 8 時45分から午後 5 時まで

ウ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時まで

6 環境の保全の見地からの意見の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり当

該意見を提出することができます。

(1) 提出期限

平成25年 5 月16日（木）まで

(2) 提出先

地域環境対策課

(3) 提出方法

次に掲げる事項を記載した書類により行うものとします。

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（意見の理由を含めて日本語により記載）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 220号

換地処分に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る西春鍛冶ケ一色土地区画整理事業施行者西春鍛冶ケ一色土地区画整理組合が発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が愛知県北名古屋市鍛冶ケ一色高塚159番地所在の組合事務所の掲示所及び同市鍛冶ケ一色迎島61番地所在の掲示所に掲示されています。

上記のことについて、同法第133条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により公告します。

平成25年4月4日

名古屋市長 河 村 た か し

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
株式会社 中村不動産	名古屋市東区泉二丁目13番 22号	愛知県北名古屋市鍛冶ケ一色 中島15番4

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市告示第 221号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年 4月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成24年 4月23日 24指令住開指第11号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第 1工区）

名古屋市緑区鳴海町字姥子山10番42、10番83の一部、20番 1、21番 159、
21番 161及び21番 487

（第 2工区）

名古屋市緑区鳴海町字姥子山10番83の一部、21番 138及び21番 408

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市名東区貴船一丁目41番地

株式会社日建ハウジング 代表取締役 岩永房次

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第222号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成25年3月29日本市市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表します。

平成25年4月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 平成25年度名古屋市一般会計予算

名古屋市財政局財政部財政課

平成 25 年度名古屋市一般会計予算

平成 25 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,025,909,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、160,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		488,033,665
	1 市 民 税	215,463,665
	2 固 定 資 産 税	194,437,000
	3 軽 自 動 車 税	1,717,000
	4 市 た ば こ 税	18,969,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	6 事 業 所 税	15,578,000
	7 都 市 計 画 税	41,868,000
2 地 方 譲 与 税		6,469,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,641,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,221,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	525,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	80,000
3 県 税 交 付 金		45,141,000
	1 利 子 割 交 付 金	1,145,000
	2 配 当 割 交 付 金	1,010,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	240,000
	4 地 方 消 費 税 交 付 金	26,682,000
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	84,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,352,000
	7 軽 油 引 取 税 交 付 金	12,628,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		7,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	7,000

款	項	金 額 千円
5 地 方 特 例 交 付 金		1,250,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,250,000
6 地 方 交 付 税		6,500,000
	1 地 方 交 付 税	6,500,000
7 交通安全対策特別交付金		1,000,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,000,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		43,780,160
	1 使 用 料	32,273,166
	2 手 数 料	7,111,991
	3 診 療 収 入	2,096,554
	4 介 護 収 入	1,547,583
	5 支 援 収 入	750,866
9 国 庫 支 出 金		151,536,734
	1 負 担 金	128,267,122
	2 補 助 金	22,684,863
	3 委 託 金	584,749
10 県 支 出 金		41,908,398
	1 負 担 金	23,731,124
	2 補 助 金	13,984,392
	3 委 託 金	4,192,882
11 財 産 収 入		7,420,054
	1 財 産 運 用 収 入	1,652,774
	2 財 産 売 払 収 入	5,767,280
12 寄 附 金		307,943
	1 寄 附 金	307,943
13 繰 入 金		11,586,131
	1 他 会 計 繰 入 金	11,586,131

款	項	金 額 千円
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		142,185,914
	1 延滞金、加算金及び過料	605,502
	2 預金利子	25,684
	3 他会計貸付金元利収入	1,537,928
	4 貸付金元利収入	99,837,762
	5 受託事業収入	589,036
	6 収益事業収入	12,097,682
	7 雑収入	27,492,320
16 市債		78,783,000
	1 市債	78,783,000
歳入合計		1,025,909,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		2,547,857
	1 議 会 費	2,547,857
2 総 務 費		48,351,220
	1 総 務 管 理 費	22,616,375
	2 財 務 管 理 費	9,934,820
	3 選 挙 費	1,251,860
	4 統 計 調 査 費	312,339
	5 徴 税 費	14,235,826
3 健 康 福 祉 費		287,858,747
	1 社 会 福 祉 費	71,710,842
	2 老 人 福 祉 費	54,068,555
	3 生 活 保 護 費	91,514,131
	4 災 害 救 助 費	54,228
	5 国 民 年 金 費	888,629
	6 国 民 健 康 保 険 費	23,217,047
	7 介 護 保 険 費	22,463,870
	8 公 衆 衛 生 費	9,738,287
	9 環 境 衛 生 費	5,410,622
	10 保 健 所 費	8,324,617
	11 衛 生 研 究 所 費	467,919
4 子 ど も 青 少 年 費		130,167,220
	1 子 ど も 青 少 年 費	130,167,220
5 環 境 費		36,381,938
	1 環 境 保 全 費	5,565,170
	2 環 境 事 業 費	30,816,768
6 市 民 経 済 費		112,337,067

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	3, 003, 892
	2 文 化 振 興 費	3, 319, 795
	3 区 役 所 費	13, 489, 963
	4 産 業 費	88, 774, 570
	5 観 光 費	2, 542, 440
	6 工 業 研 究 所 費	1, 206, 407
7 緑 政 土 木 費		63, 143, 876
	1 土 木 管 理 費	8, 556, 095
	2 道 路 橋 り よ う 費	18, 316, 193
	3 街 路 費	8, 653, 430
	4 治 水 費	6, 927, 513
	5 緑 政 費	19, 416, 027
	6 農 政 費	1, 274, 618
8 住 宅 都 市 費		52, 079, 257
	1 都 市 計 画 費	29, 851, 492
	2 住 宅 費	22, 227, 765
9 消 防 費		27, 540, 013
	1 消 防 費	27, 540, 013
10 教 育 費		68, 138, 777
	1 教 育 総 務 費	8, 417, 411
	2 小 学 校 費	17, 168, 219
	3 中 学 校 費	7, 331, 288
	4 高 等 学 校 費	10, 806, 819
	5 幼 稚 園 費	1, 786, 393
	6 特 別 支 援 学 校 費	650, 449
	7 大 学 費	6, 971, 006
	8 私 学 振 興 費	3, 136, 170

款	項	金 額 千円
	9 生涯学習費	7,889,119
	10 体育費	3,981,903
11 公債費		140,276,072
	1 公債費	140,276,072
12 諸支出金		56,986,956
	1 公営企業会計支出金	56,986,956
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		1,025,909,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金 額 千円
7 緑政土木費	2 道路橋りよう費	道路・橋りよの整備	700,000
	3 街路費	街路の整備	1,200,000
	4 治水費	河川・排水路の整備	800,000
	5 緑政費	公園の整備	200,000
8 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	500,000
	2 住宅費	住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
市役所本庁舎の外壁改修工事	平成26年度	91, 000
障害者支援施設希望荘移転用地の造成	平成26年度	42, 000
重症心身障害児者施設の建設	平成26年度	2, 338, 000
軽費老人ホーム緑寿荘の電気設備改修工事	平成26年度	18, 000
クオリティライフ21城北健康・交流広場の整備	平成26年度	160, 000
北名古屋工場整備等事業者選定支援業務委託	平成26年度 から 平成27年度 まで	19, 000
富田工場設備更新に係る環境影響評価現況調査	平成26年度	14, 000
稲永ふ頭処分場汚水処理施設等の整備	平成26年度	374, 000
稲永ふ頭処分場廃棄物埋立護岸の整備	平成26年度	77, 000
芸術創造センターの舞台設備改修工事	平成26年度	478, 000
瑞穂文化小劇場の建設	平成26年度	1, 095, 000
神の倉コミュニティセンターの建設	平成26年度	61, 000
貴船コミュニティセンターの建設	平成26年度	57, 000
鳥羽見コミュニティセンター建設の準備工事	平成26年度	16, 000
千早コミュニティセンターの解体工事	平成26年度	11, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
国際展示場第3展示館の消火設備改修工事	平成26年度	125,000
港土木事務所の移転改修工事	平成26年度	170,000
舗装道の補修	平成26年度	600,000
市道桶狭間勅使線第2号の整備	平成26年度 から 平成27年度 まで	1,500,000
側溝改良	平成26年度	40,000
運河橋の仮橋工事	平成26年度	50,000
三階橋の改築	平成26年度	200,000
三階橋改築関連橋りょうの改築	平成26年度	35,000
中川橋の改築	平成26年度	400,000
戸田川排水機場ポンプ設備の整備	平成26年度 から 平成27年度 まで	790,000
排水施設整備	平成26年度	100,000
東山動植物園温室前館の耐震改修工事	平成26年度	130,000
名古屋まちづくり公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成25年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、1,027,880千円及び利息相当額を限度として補償する。
金山北地区施設整備に係る名古屋まちづくり公社の株式会社日本政策投資銀行等からの借入金に対する損失補償	平成25年度 から 平成31年度 まで	株式会社日本政策投資銀行等が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、527,940千円及び利息相当額を限度として補償する。

事 項	期 間	限 度 額 千円
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償	平成25年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、3,505,556千円及び利息相当額を限度として補償する。
金城ふ頭駐車場用地の取得	平成26年度 から 平成34年度 まで	3,835,000 外に利息等相当額
守山スマートインターチェンジ用地の造成	平成26年度 から 平成27年度 まで	453,000
市営住宅総合管理システムの改修	平成26年度	94,000
住宅の建設	平成26年度 から 平成27年度 まで	3,193,000
市営住宅の耐震改修工事	平成26年度 から 平成29年度 まで	2,328,000
新老松住宅等の解体工事	平成26年度	95,000
名古屋市民火災共済生活協同組合に対する貸付予約	平成25年度 から 平成29年度 まで	火災共済金の支払資金が支払責任額に不足したときは、500,000千円を限度として貸し付ける。
東消防署の改修工事	平成26年度	200,000
消防救急無線の整備	平成26年度 から 平成27年度 まで	2,019,000
中学校の新設	平成26年度	2,027,000
瑞穂図書館の移転改築	平成26年度	436,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
名東図書館の空調設備改修工事	平成26年度	60,000
公共用地先行取得(財政局所管分)	平成26年度 から 平成35年度 まで	50,000 外に利息等相当額
公共用地先行取得(緑政土木局所管分)	平成26年度 から 平成35年度 まで	158,000 外に利息等相当額

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (平成24年第1号議決)	平成24年度 から 平成31年度 まで	58,000,000 外に利息相当額	平成25年度 から 平成32年度 まで	54,000,000 外に利息相当額
民間社会福祉施設整備資金融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成24年第1号議決)	平成24年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 439,000千円を限度として補償する。	平成25年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 324,000千円を限度として補償する。
都市型工業団地3号団地建設に係る名古屋産業振興公社の愛知県からの中小企業高度化資金借入に対する損失補償 (平成24年第1号議決)	平成24年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 556,000千円を限度として補償する。	平成25年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 484,000千円を限度として補償する。
大曾根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成24年第1号議決)	平成24年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 912千円を限度として補償する。	平成25年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 860千円を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (平成24年第1号議決)	平成24年度 から 平成45年度 まで	260,179,000 外に利息相当額	平成25年度 から 平成46年度 まで	261,742,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (平成24年第1号議決)	平成24年度 から 平成44年度 まで	120,561,000	平成25年度 から 平成45年度 まで	111,160,000

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成24年第1号議決)	平成24年度 から 平成31年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 5,740,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成25年度 から 平成32年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 5,460,000千円及び利息相当額を限度として補償する。
公共用地先行取得(財政局所管分) (平成16年第8号議決)	平成16年度 から 平成25年度 まで	4,492,000 外に利息等相当額	平成26年度 から 平成35年度 まで	119,903 外に利息等相当額

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
社会福祉施設整備費	62,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
老人福祉施設整備費	1,520,000			
生活保護施設整備費	77,000			
公衆衛生施設整備費	97,000			
霊園斎場整備費	921,000			
保健所整備費	74,000			
子ども青少年施設整備費	350,000			
廃棄物処理施設整備費	60,000			
文化振興施設整備費	121,000			
地域振興施設整備費	1,021,000			
産業振興施設整備費	113,000			
公共土木事業費	20,546,000			
公園緑地整備費	5,558,000			
住宅建設費	3,898,000			
消防施設整備費	385,000			
義務教育施設整備費	893,000			
生涯学習施設整備費	273,000			
体育施設整備費	180,000			
高速道路建設資金貸付金	675,000			
高速道路事業出資金	517,000			
市立大学施設整備補助金	294,000			
病院事業出資金	459,000			
高速度鉄道事業補助金	327,000			
高速度鉄道事業出資金	2,362,000			
臨時財政対策債	38,000,000			
計	78,783,000			

名古屋市告示第 223号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年 4月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成24年11月22日 24指令住開指第 147号	名古屋市南区鳥栖一丁目2110番外 1筆	名古屋市瑞穂区妙音通 3 丁目31番地の 1 株式会社サンヨーハウジ ング名古屋 代表取締役 宮崎宗市
平成24年 1月18日 23指令住開指第 162号	名古屋市港区小川一丁目28番	名古屋市港区東蟹田 804 番地 鈴木真和
平成24年 7月20日 24指令住開指第69号	名古屋市緑区境松二丁目 114番外13筆	名古屋市緑区尾崎山一丁目 105番地 有限会社高橋事務所 代表取締役 高橋健二
平成24年12月27日 24指令住開指第 186号	名古屋市名東区猪子石 原三丁目1204番 1外 1 筆	東京都武蔵野市境二丁目 2番 2号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井雅史

平成23年 5月24日 23指令住開指第25号	名古屋市天白区塩釜口 一丁目 661番 1外 3筆 及び 701番 3の一部	名古屋市天白区塩釜口一 丁目 501番地 学校法人名城大学 理事長 小笠原日出男
平成24年 2月22日 23指令住開指第 191号	名古屋市港区西茶屋四 丁目 142番 1外 1筆	名古屋市港区西茶屋四丁 目 170番地 坂野豪彦
平成24年10月31日 24指令住開指第 130号	名古屋市守山区小幡太 田1104番	名古屋市守山区城南町17 番21号 水野しゅう子
平成24年 7月 4日 24指令住開指第63号	名古屋市天白区土原二 丁目 156番外 2筆の各 一部	名古屋市天白区池場一丁 目 606番地 大矢建設株式会社 代表取締役 大矢金太郎
平成24年12月 6日 24指令住開指第 161号	名古屋市中村区太閤四 丁目1504番 1外 3筆及 び1506番の一部	神奈川県横浜市緑区中山 町 322番12 株式会社ピーアイコーポ レーション 代表取締役 折田浩一
平成24年 8月 2日 24指令住開指第83号	名古屋市守山区大字上 志段味字東谷2109番 287	名古屋市守山区大字上志 段味字東谷2109番地の 304 加藤文男 愛知県稲沢市西町二丁目 32番17号 加藤久典

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市選挙管理委員会告示第10号

農業委員会委員の解任請求に必要な数について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条の規定による名古屋市農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。

平成25年4月2日

名古屋市選挙管理委員会委員長 木 下 芳 宣

選挙区名	2 分の 1 の数
第 1 区	1,024 人
第 2 区	862 人
第 3 区	856 人
第 4 区	968 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第11号

名古屋市香流橋プールの臨時休場について

猪子石工場から温水供給を受けている配管の破損の復旧工事のため、名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）第2条第2項の規定に基づき、名古屋市香流橋プール屋内プールを平成25年4月19日まで臨時休場します。なお、工事の進捗具合によっては、休場期間が短くなる場合があります。

平成25年4月4日

名古屋市教育委員会委員長 古川 隆

教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市病院局管理規程第15号

名古屋市病院局次長以下代決規程（平成21年名古屋市病院局管理規程第 8号）の一部を次のように改正する。

平成25年 4月 1日

名古屋市病院局長 山 田 和 雄

第 1条中「、センター長」を削る。

第 3条中第 2号を削り、第 3号を第 2号とし、第 4号から第 6号までを 1号ずつ繰り上げる。

第 4条第 3項及び第 4項を削り、同条第 5項中「（東部医療センターに属するものを除く。）」を削り、「別表第 5」を「別表第 3」に改め、同項を同条第 3項とする。

第 5条第 5項を削り、同条第 6項中「主幹のセンター長」を「次長」に改め、同項を同条第 5項とし、同条第 7項を同条第 6項とし、同条第 8項を同条第 7項とする。

別表第 3及び別表第 4を削り、別表第 5を別表第 3とする。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第16号

名古屋市病院局分課規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第 1号）の一部を次のように改正する。

平成25年 4月 1日

名古屋市病院局長 山 田 和 雄

第 5条から第 7条までを次のように改める。

（管理部総務課）

第 5条 管理部総務課の係の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 市会に関すること。
- (2) 局内の文書及び公印の管守に関すること。
- (3) 病院事業として経営する市立病院（以下「市立病院」という。）の管理及び運営並びに連絡調整（経理課及び経営企画室の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 市立病院の医事紛争に関すること。
- (5) 諸規程の制定改廃に関すること。
- (6) 防災に関すること。
- (7) 他局との調整に関すること。
- (8) 局内事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。
- (9) 局内他課室公所係の主管に属しないこと。

人事係

- (1) 局内の人事及び労務に関すること。
- (2) 局内の組織及び定員管理に関すること。
- (3) 局内職員の研修に関すること。

給与係

- (1) 局内職員の給与の計算に関すること。

- (2) 局内職員の給与制度に関すること。
- (3) 局内職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。

(管理部経理課)

第 6条 管理部経理課の係の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。

経理係

- (1) 損益勘定及び資本勘定に関する予算の総括に関すること。
- (2) 財務諸表の作成その他決算の総括に関すること。
- (3) 資金計画に関すること。
- (4) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (5) 病院事業の収入及び支出に係る書類の審査に関すること。
- (6) 病院事業に係る金銭の出納に関すること。
- (7) 財務会計システムに関すること。
- (8) 病院事業の基金に関すること。
- (9) 他係の主管に属しないこと。

契約管理係

- (1) 病院事業に係る契約に関すること。
- (2) 病院事業財産の管理の調整に関すること。
- (3) 経営の分析、改善及び指導に関すること。

(管理部経営企画室)

第 7条 管理部経営企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

経営企画係

- (1) 市立病院の医療機能及び経営の企画及び調整に関すること。
- (2) 名古屋市立緑市民病院に関すること。
- (3) 局事務事業に係る広報の総括に関すること。
- (4) 市立病院の情報化に関すること。
- (5) 市立病院の業務に係る統計調査に関すること。

第 9条第 1項の表を次のように改める。

主幹を置く組織	表示する分担事項	分担事項の細目	数
管理部	労務・医師看護師 確保	1 局内の定員管理及び労務の 総括に関すること。	1

		2 市立病院の医師及び看護師の確保対策の総括に関すること。	
--	--	-------------------------------	--

第 9 条第 2 項中「（部に属する室の分掌事務の一部を分担する主幹にあってはそれぞれの室長を含む。）」を削る。

第10条第 1 項の表を次のように改める。

主査を置く組織	表示する分担事項	分担事項の細目	数
管理部総務課	看護師確保	1 市立病院の看護師の確保に係る企画及び調整に関すること。	1
管理部経理課	会計制度改正	1 病院事業に係る会計制度の改正等に関すること。	1

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第17号

名古屋市立東部医療センター病院処務規程を次のように定める。

平成25年 4月 1日

名古屋市病院局長 山 田 和 雄

名古屋市立東部医療センター病院処務規程

名古屋市立東部医療センター処務規程（平成21年名古屋市病院局管理規程第7号）の全部を改正する。

第 1条 名古屋市立東部医療センター病院（以下「病院」という。）は、病院局に属する。

第 2条 病院の業務及び事務を処理するため、病院に次の組織を置く。

心臓血管センター

脳血管センター

消化器内視鏡センター

内視鏡下手術センター

救急センター

地域医療連携センター

診療科

内科、呼吸器内科、第一消化器内科、第二消化器内科、第一循環器内科、第二循環器内科、第三循環器内科、腎臓内科、神経内科、血液内科、内分泌内科、精神科、第一小児科、第二小児科、第一外科、第二外科、第一整形外科、第二整形外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、皮膚科、第一泌尿器科、第二泌尿器科、第一産婦人科、第二産婦人科、第一眼科、第二眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、感染症科、第一放射線科、第二放射線科、第一麻酔科、第二麻酔科、疼痛緩和^{とう}支持治療科、歯科

病理診断科

救急科

中央検査科

中央手術部

中央放射線部

画像技術係

治療・核医学技術係

薬剤科

栄養管理科

臨床工学室

看護部

地域医療連携室

主幹(1)

臨床研修室

経営戦略室

主幹(1)

医療安全管理室

主幹(1)

情報管理室

主査(1)

管理部

管理課

庶務係

主査(1)

経理係

医事係

主幹(1)

主幹(1)

主査(2)

第 3条 病院の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

心臓血管センター

- (1) 心臓血管センターの運営に関する事。

脳血管センター

- (1) 脳血管センターの運営に関する事。

消化器内視鏡センター

- (1) 消化器内視鏡センターの運営に関する事。

内視鏡下手術センター

- (1) 内視鏡下手術センターの運営に関する事。

救急センター

- (1) 救急センターの運営に関する事。

地域医療連携センター

- (1) 地域医療連携センターの運営に関する事。

診療科

- (1) 患者の診療に関する事。
- (2) 医学の予防及び研究に関する事。
- (3) 医学的検査及び保健指導に関する事。
- (4) 診療用及び検査用の器具機械の整備保管に関する事。

病理診断科

- (1) 病理検査に関する事。
- (2) 病理検査に必要な器具機械の整備保管に関する事。

救急科

- (1) 救急医療に関する事。
- (2) 救急医療に必要な器具機械の整備保管に関する事。

中央検査科

- (1) 病原体及び血清検査に関する事。
- (2) 化学及び生理の検査に関する事。
- (3) 前 2号の検査に必要な器具機械の整備保管及び検査室の管理に関する事。

中央手術部

- (1) 手術室及び附属施設の運営に関する事。

- (2) 手術用器具機械の整備保管に関する事。

中央放射線部

画像技術係

- (1) エックス線診断に伴う撮影及び透視の技術に関する事。
- (2) 放射線施設の利用及び放射線器材の整備保守に関する事。
- (3) 放射線機器接続の放射線情報システムの運営管理に関する事。
- (4) 放射線に関する文書及び諸記録の整理保管に関する事。
- (5) 放射線被ばく管理及び防護に関する事。
- (6) 厚生労働省が所管する法令に基づく管理に関する事。
- (7) その他放射線に関する事。

治療・核医学技術係

- (1) 放射線治療技術に関する事。
- (2) 放射性同位元素による検査及び治療技術に関する事。
- (3) 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定に関する事。
- (4) 文部科学省が所管する法令に基づく管理に関する事。
- (5) その他法令に基づく放射線障害の発生を防止する業務に関する事。

薬剤科

- (1) 調剤及び製剤に関する事。
- (2) 薬品その他の化学検査及び研究に関する事。
- (3) 薬品の検収及び出納保管に関する事。
- (4) 薬品に関する器具機械の整備保管及び薬剤室の管理に関する事。

栄養管理科

- (1) 入院患者の栄養管理に関する事。
- (2) 入院患者及び外来患者の栄養指導及び栄養相談に関する事。
- (3) 入院患者の食事の提供に関する事。
- (4) 食品材料の購入及び保管に関する事。
- (5) 機械器具その他の物品の保全に関する事。
- (6) その他栄養管理及び食事の提供に関する事。

臨床工学室

- (1) 生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する事。

- (2) その他の医療機器の保守管理に関すること。

看護部

- (1) 患者及び妊産じょく婦の療養上の世話及び診療の介助に関すること。
- (2) 助産に関すること。
- (3) 出生児の保育及び保健指導に関すること。
- (4) 入院患者の保健指導及び環境管理に関すること。
- (5) 入院患者付添人及び見舞客の規制に関すること。
- (6) 器具機械の整備保管並びに診療室、手術室、病室及び中央材料室の管理に関すること。
- (7) 看護実習生の指導に関すること。

地域医療連携室

- (1) 地域医療連携に関すること。

主幹（地域医療連携）

- (1) 地域医療連携に関すること。

臨床研修室

- (1) 臨床研修に関すること。

経営戦略室

- (1) 経営戦略に係る企画立案に関すること。
- (2) 経営戦略に係る指導に関すること。

主幹（経営戦略）

- (1) 経営戦略に係る企画立案に関すること。
- (2) 経営戦略に係る指導に関すること。

医療安全管理室

- (1) 医療に係る安全管理対策の推進に関すること。
- (2) 医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。

主幹（医療安全）

- (1) 医療に係る安全管理対策の推進に関すること。
- (2) 医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。

情報管理室

- (1) 病院情報システムに関すること。

- (2) 診療情報の管理に関する事。

主査（病院情報システム等）

- (1) 病院情報システムに係る企画及び調整に関する事。
- (2) 診療情報の管理に係る企画及び調整に関する事。

管理部

管理課

庶務係

- (1) 文書の取扱い及び公印の管守に関する事。
- (2) 人事、労務及び研修に関する事。
- (3) 給与、福利厚生及び安全衛生に関する事
- (4) 院内施設（他科部室係の主管に属するものを除く。）の管理及び営繕に関する事。
- (5) 院内施設の整備に関する事。
- (6) 院内の連絡調整に関する事
- (7) その他他科部係の主管に属しない事。

主査（施設）

- (1) 院内施設（他科部係の主管に属するものを除く。）の管理及び営繕に関する事。
- (2) 防災に関する事。

経理係

- (1) 予算決算に関する事。
- (2) 収入支出に関する事。
- (3) 金銭の出納に関する事。
- (4) 物品の購入、検収及び管理その他契約に関する事（他科部室係の主管に属するものを除く。）。

医事係

- (1) 病院の患者の受付及び診療券発行に関する事。
- (2) 病院の患者の入院及び退院に関する事。
- (3) 病院の診療手数料及び使用料の徴収並びに減免に関する事。
- (4) 病院の診療報酬の請求手続に関する事。

(5) 病院の医療社会事業に関すること。

(6) その他患者に関すること。

主幹（医事）

(1) 医事業務等に関すること。

主幹（東部医療センター病院整備）

(1) 病院の整備に関すること。

主査（東部医療センター病院整備）

(1) 病院の整備に関すること。

第4条 病院に院長及び副院長を置く。

2 心臓血管センター、脳血管センター、消化器内視鏡センター、内視鏡下手術センター、救急センター及び地域医療連携センターにセンター長を置く。

3 各診療科に部長及び副部長を置く。

4 病理診断科に部長及び副部長を置く。

5 救急科に部長及び副部長を置く。

6 中央検査科に部長、技師長、検査係長及び主査を置く。

7 中央手術部に部長を置く。

8 中央放射線部に技師長、画像技術係長及び治療・核医学技術係長を置く。

9 薬剤科に部長及び副部長を置く。

10 栄養管理科に部長及び副部長を置く。

11 臨床工学室に室長を置く。

12 看護部に看護部長、副看護部長、助産師長及び看護師長を置く。

13 地域医療連携室に室長、副室長及び主幹を置く。

14 臨床研修室に室長及び副室長を置く。

15 経営戦略室に室長及び主幹を置く。

16 医療安全管理室に室長及び主幹を置く。

17 部に部長、課に課長、室に室長、係に係長を置く。

18 前各項に定めるもののほか、病院に必要な職員を置く。

第5条 院長及び前条第2項から第17項までに規定する者は、上司の命を受け、所掌事務又は分担事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副院長は、院長を補佐し、院長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 主幹は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の係長その他の職員を指揮監督する。

4 主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

第 6条 院長は、毎月10日までにその月の前月分の、毎年 1月31日までにその年の前年分のそれぞれの事業成績を病院局次長に報告しなければならない。

第 7条 院長は、職員に宿日直させなければならない。

第 8条 院長は、局長の承認を経て処務に関し必要な細則を定めることができる。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第18号

名古屋市立西部医療センター病院処務規程（平成23年名古屋市病院局管理規程第 9号）の一部を次のように改正する。

平成25年 4月 1日

名古屋市病院局長 山 田 和 雄

第 2条西部医療センター病院診療科の項中「総合内科」を「第一総合内科、第二総合内科」に改め、「第二整形外科」の次に「、第三整形外科」を加え、同病院の項中「化学療法部」を「化学療法部 臨床研
遺伝診療部」に、「臨床研修室」を 経営戦
主幹(1)

修室 「管理課 庶務係
略室 に改め、同病院管理部の項中 主査(1) を 主査(1) に改める。
」 医事係 経理係
主幹(1) 医事係
主幹(1) 」

第 3条化学療法部の項の次に次のように加える。

遺伝診療部

- (1) 遺伝に関する診療及び検査に関すること。
- (2) 診療用及び検査用の器具機械の整備保管に関すること。

第 3条臨床研修室の項の次に次のように加える。

経営戦略室

- (1) 経営戦略に係る企画立案に関すること。
- (2) 経営戦略に係る指導に関すること。

第 3条管理部の項を次のように改める。

管理部

管理課

庶務係

- (1) 文書の取扱い及び公印の管守に関すること。
- (2) 人事、労務及び研修に関すること。
- (3) 給与、福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (4) 院内施設（他科部室係の主管に属するものを除く。）の管理及び営繕に関すること。
- (5) 院内の連絡調整に関すること。
- (6) その他他科部係の主管に属しないこと。

主査（施設）

- (1) 院内施設（他科部係の主管に属するものを除く。）の管理及び営繕に関すること。
- (2) 防災に関すること。

経理係

- (1) 予算決算に関すること。
- (2) 収入支出に関すること。
- (3) 金銭の出納に関すること。
- (4) 物品の購入、検収及び管理その他契約に関すること（他科部室係の主管に属するものを除く。）。

医事係

- (1) 病院の患者の受付及び診療券発行に関すること。
- (2) 病院の患者の入院及び退院に関すること。
- (3) 病院の診療手数料及び使用料の徴収並びに減免に関すること。
- (4) 病院の診療報酬の請求手続に関すること。
- (5) 病院の医療社会事業に関すること。
- (6) その他患者に関すること。

主幹（医事）

- (1) 医事業務等に関すること。

第4条を次のように改める。

第4条 西部医療センターにセンター長及び技監を置く。

- 2 西部医療センター病院に院長及び副院長を置く。
- 3 周産期医療センター、小児医療センター、消化器腫瘍センター及び陽子線治療センターにセンター長を置く。
- 4 各診療科に部長及び副部長を置く。
- 5 病理診断科に部長及び副部長を置く。
- 6 中央検査科に部長、技師長、主幹、検査係長及び主査を置く。
- 7 中央手術部に部長を置く。
- 8 中央放射線部に部長、技師長、画像技術係長及び治療・核医学技術係長を置く。
- 9 集中治療部に部長を置く。
- 10 内視鏡部に部長を置く。
- 11 遺伝診療部に部長を置く。
- 12 薬剤科に部長、主幹及び副部長を置く。
- 13 栄養管理科に部長、主幹及び副部長を置く。
- 14 臨床工学室に室長を置く。
- 15 看護部に看護部長、副看護部長、看護師長及び助産師長を置く。
- 16 地域医療連携室に室長及び主幹を置く。
- 17 臨床研修室に室長及び副室長を置く。
- 18 経営戦略室に室長及び主幹を置く。
- 19 医療安全管理室に室長及び主幹を置く。
- 20 情報管理室に室長および主査を置く。
- 21 陽子線治療科に部長及び副部長を置く。
- 22 陽子線治療技術科に部長及び主幹を置く。
- 23 陽子線治療物理科に部長を置く。
- 24 運営企画室に室長及び主査を置く。
- 25 管理部に部長、課に課長、係に係長を置く。
- 26 前各項に定めるもののほか、病院に必要な職員を置く。

第5条第1項中「総合調整を行い、所属職員を指揮監督する。」を「総合調整をする。」に改め、同条第3項中「第23項」を「第25項」に改める。

第6条中「西部医療センター長を通じて、」を削る。

第 8 条中「及び西部医療センター長」を削る。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成25年4月2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認定対象区域

名古屋市昭和区御器所町字木市29番

名古屋市昭和区狭間町4番2及び14番1

名古屋市昭和区木市町201番

名古屋市昭和区吹上一丁目702番

名古屋市千種区吹上一丁目701番

名古屋市千種区花田町三丁目58番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

教育委員会の人事異動

伊藤彰委員は、平成25年 3 月31日退任した。

下田一幸委員は、平成25年 4 月 1 日委員に任命された。